

歯科診療に係る医療安全対策体制について

当院歯科は医療法による施設基準を満たしております。

1. 救命救急訓練を受けた歯科医師が担当いたしております。
2. A E Dや救命救急医薬品を備えております。
3. 患者さんごとにユニット（診療台）を消毒しております。
4. 歯科用器具は高圧蒸気滅菌などの滅菌処理を行い、患者さんごとに交換しております。
5. 医療安全委員会を毎月開催し、医療事故の防止体制対策について協議しております。

今後も、安心して受診していただけるよう努力してまいります。

嶋田病院 歯科
歯科医師 嶋田 剛史